

令和 5年度

業務設計書（公示用）

業務名： 舗装路面性状調査業務

令和 5年 3月 単価適用

建設局 土木部 道路維持課 計画係

業務説明書

1. 概要

舗装路面性状調査業務：一式
調査延長：397km（幹線道路：203km、補助幹線道路：194km）

2. 場所 東区、清田区管内一円

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和 5年 9月30日までとする。

4. 図面 なし。

5. 仕様書 札幌市公共測量仕様書および別添、舗装路面性状調査業務仕様書による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

()	業務名	舗装路面性状調査業務
-----	-----	------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

舗装路面性状調査業務仕様書

1. 目的

本業務は、本市が管理する幹線道路等の路面状態を点検把握し、効率的な道路の維持管理を行うために必要な基礎資料を得るものである。

2. 調査対象路線及び評価区間

調査対象は、別紙の「路線図」及び「路線調書」による。

なお、評価区間とは、別紙の路面性状地図システム登録用データシートにおける調査対象路線の各区間延長を単位とする区間であり、路線毎に起点から終点までを交差点や構造物などを考慮して分割した区間をいう。

3. 協議及び打合せ

受託者は、初回・中間・最終の計3回の協議・打合せを行うこと。

4. 現地踏査及びマーキング

測定作業に先立ち現地踏査を実施し、以下の項目について調査するとともに、距離標ならびに道路構造物などが測定した記録媒体から確認できるように路面にマーキングを施すこと。

- ① 管理境界（調査区間管理区）
- ② 評価区間（距離標間距離）
- ③ 車線数
- ④ 道路構造物
- ⑤ 交差点（評価区間が交差点を示すもの）
- ⑥ 重用、除外区間
- ⑦ 路面種別

5. 路面性状測定

- (1) 路面性状測定車を用いて、ひび割れ、わだち掘れ、平たん性、IRI（国際ラフネス指数）を測定する。調査方法は、社団法人日本道路協会の「舗装調査・試験法便覧」（以下「便覧」という。）によるものとする。

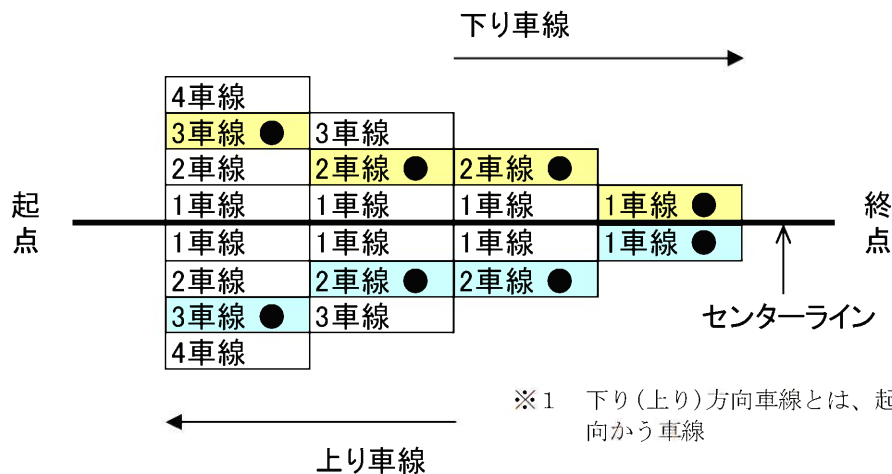
(2) 路面性状測定は、一般財団法人土木研究センターの性能確認試験（下記4項目）に合格した路面性状自動測定装置を搭載した車両を用いる。

- ① 距離測定精度：光学測量機による距離測定値に対し、 $\pm 0.3\%$ 以内の精度であること。
- ② ひび割れ測定精度：幅1mm以上のひび割れが識別可能な精度であること。
- ③ わだち掘れ測定精度：横断プロファイルメータによるわだち掘れ深さの測定値に対し、 $\pm 3\text{mm}$ 以内の精度であること。
- ④ 平坦性測定精度：縦断プロファイルメータによる標準偏差の測定値に対し、 $\pm 30\%$ 以内の精度であること。

(3) 位置情報として、走行距離と緯度経度データ（GPS）を測定し、評価区間との整合を図ることとする。

(4) 調査車線は、効率性や経済性の観点から路線の代表車線を設定し、その車線について測定した結果を当該道路の路面性状値とする。

路線調書の表-1（幹線道路等）に示す路線については、下り及び上り方向車線^{※1}ごとに代表車線を設定することを原則とし、表-2（補助幹線道路）に示す路線については、下り方向車線を代表車線に設定する。調査対象とする代表車線は、車線数に応じて下図●印で示す車線とする。なお、道路工事が予定されている区間は、路面性状測定の対象外とする。



(5) 測定結果は、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性、IRIの各々について、上下代表車線の評価区間ごとに便覧に従って整理・評価を行うこととする。

6. データの編集・解析

(1) ひび割れ編集・解析

連続撮影された路面画像データを路線別に編集するとともに、起終点、距離標位置等を明らかにしたうえで解析区間を設定する。ひび割れ解析は便覧に準拠し、メッシュ法により評価区間ごとにひび割れ率（アスファルト舗装）、又はひび割れ度（コンクリート舗装）を算出する。

(2) わだち掘れ編集・解析

10m間隔以下で測定された横断形状データを、路線別に編集するとともに、起終点、距離標位置等を明らかにした上で解析区間を設定する。わだち掘れ解析は便覧に準拠し、外内いずれか大きい方のわだち掘れ深さを、その断面のわだち掘れ量とする。解析結果は評価区間ごとに集計し、最大値及び平均値を算出する。

また、評価区間の起終点横断形状データを必ず測定することとし、その最大値及び平均値の算出方法については、以下によることを原則とする。

- ① 評価区間 \leq 10m：起終点データ（2測線）により求める。
- ② 10m $<$ 評価区間：起終点データと起点から10m間隔で測定した各中間データにより求める。ただし、終点データと終点前データ^{※2}との測線間距離が5m未満の場合は、終点前データを除外して算出する。

※2 終点データの1つ手前にある起点から10m間隔で測定した中間データ

- [例]
- ・評価区間8mは、起点から0、8mの2測線データを使用する。
 - ・評価区間14mは、起点から0、14mの2測線データを使用する。
 - ・評価区間25mは、起点から0、10、20、25mの4測線データを使用する。

(3) 平坦性編集・解析

1.5m間隔で測定された縦断凹凸データを、路線別に編集するとともに、起終点、距離標位置等を明らかにしたうえで解析区間を設定する。平坦性の解析は便覧に準拠し、評価区間ごとに変位量のバラつきを標準偏差で算出する。

(4) I R I 編集・解析

0.25m間隔で測定された縦断凹凸データを、路線別に編集するとともに、起終点、距離標位置等を明らかにしたうえで解析区間を設定する。I R Iの解析は便覧に準拠し、評価区間ごとにQCシミュレーションにより算出する。

7. 道路管理データ等の作成

(1) 路面性状データの作成

上記 6. によりデータ解析した路面性状値を路線別、評価区間ごとに整理し、各路面性状値から維持管理指数（MCI）を算出する。なお、MCI の算出方法は、北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書に準じる。

(2) 道路管理データ等の作成

以下の項目について、路線別、評価区間ごとに整理し、上記(1)の路面性状データとの合成ファイルを作成する。

- ① 管理区データ
- ② 車線数・調査車線・路面種別データ
- ③ 道路構造物データ（橋梁、トンネル等）
- ④ 交差点データ（「4. 現地踏査及びマーキング」⑤の交差点）

(3) データの照査

上記(1)から(2)により作成した各データについて、その関連性及び整合性を十分に照査する。

8. 路面性状地図システム登録用データの作成

(1) データシートへの入力

上記 7. (2) で作成した道路管理・路面性状データ合成ファイルから、路面性状地図システム登録用データシートにデータを転記する。

9. 業務報告書の作成

路面性状調査結果の取りまとめを行い、帳票等を含めた報告書を作成する。

成果品は以下のとおりとし、路面性状調査に係る帳票・画像データ等の電子データも納品すること。

なお、報告書の作成にあたっては、「札幌市グリーン購入ガイドライン」にそった品目を選択し、確実に使用促進を図ること。

(URL ; http://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_torikumi/green.html)

- (1) 報告書（A4 版） : 1 部
- (2) 電子データ（CD-R 等） : 2 部
 - ① 路面性状調査結果一覧表（区単位で集計したもの）
 - ② 度数分布表（路線毎の管理項目別累積延長、区単位で集計したもの）
 - ③ 路面性状地図システム登録用データ（エクセル及び JPEG ファイル形式）
- (3) その他、業務担当者が必要と認めたもの

10. 貸与資料

- ・令和2年度舗装路面性状調査業務成果品（前回の同調査対象路線業務）
- ・評価区間データ（GISデータ）

11. 環境への配慮

受託者は、札幌市策定の環境方針を十分理解、尊重し、使用する全車両が一定時間停車する場合にはアイドリングストップを励行する等、排気ガスによる環境負荷の低減に努めるよう作業従事者に徹底すること。

12. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合、業務担当者と協議する。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の 절차를定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
 - 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
 - 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

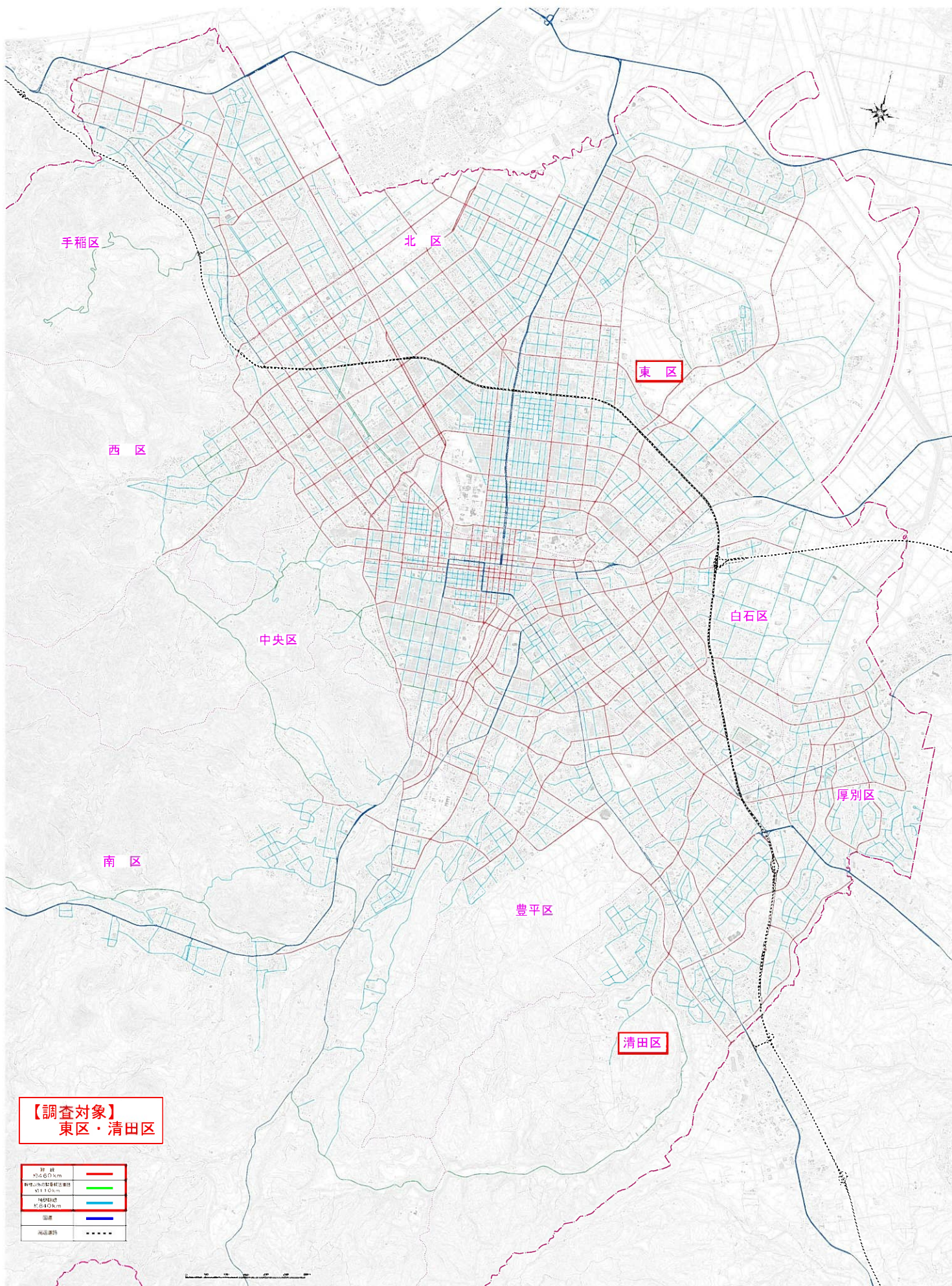
第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

令和5年度舗装路面性状調査業務 路線図



◆R5舗装路面性状調査業務 幹線道路等路線調書【表-1】

R5調査対象区：東区、清田区

調査区分：①一方通行、②対面通行

No.	区名	路線番号	路線名	路線延長:m (評価区間)	調査区分	調査延長 (m)	備考
1	東	89	主要道道札幌環状線	6,029.26	②	12,058.52	
2	東	112	主要道道札幌当別線	5,683.45	①,②	10,710.82	①656.08 ②5027.37
3	東	128	主要道道札幌北広島環状線	1,122.26	②	2,244.52	
4	東	273	一般道道花畔札幌線	2,879.59	②	5,759.18	
	東			1,335.10	②	2,670.20	
5	清田	341	一般道道真駒内御料札幌線	4,653.41	②	9,306.82	
	清田			9,617.28	②	19,234.56	
6	東	431	一般道道丘珠空港線	3,205.44	②	6,410.88	
7	東	1137	一般道道丘珠空港東線	4,009.63	②	8,019.26	
8	清田	1138	一般道道厚別平岡線	3,120.11	②	6,240.22	
9	清田	1147	一般道道大曲工業団地美しが丘線	674.59	②	1,349.18	
10	東	9900	主要市道真駒内篠路線	4,545.72	②	9,091.44	
11	清田	9903	主要市道羊ヶ丘線	4,687.86	②	9,375.72	
12	東	9512	東3丁目線	258.26	①	258.26	
13	東	9513	東2丁目線	248.31	①	248.31	
14	東	9525	北3条線	536.11	①,②	944.16	①128.06 ②408.05
15	東	9526	北8条線	1,225.80	②	2,451.60	
16	東	9531	北13条線	1,981.78	②	3,963.56	
17	東	9533	北15条線	925.20	②	1,850.40	
18	東	9543	北18条線	2,227.81	②	4,455.62	
19	東	9587	苗穂丘珠線	620.87	②	1,241.74	
20	清田	9611	里塚・上野幌連絡線	2,006.18	②	4,012.36	
21	東	9612	百合が原区画整理9号線	246.46	②	492.92	
22	清田	9620	北野通線	1,783.51	②	3,567.02	
23	清田	9623	札幌東部新道1号線	2,801.79	①	2,801.79	
24	清田	9624	札幌東部新道2号線	4,400.00	①	4,400.00	
25	東	4	鉄工場裏通線	556.17	②	1,112.34	
26	東	6	北24条線	4,184.96	②	8,369.92	
27	東	16	東16丁目市界線	1,797.21	②	3,594.42	
28	東	18	東苗穂1号線	1,491.52	②	2,983.04	
29	東	40	国鉄工場北線	297.78	②	595.56	
30	東	239	鉄東中央線	2,641.57	②	5,283.14	
31	東	615	北49条西線	362.01	②	724.02	
32	東	648	東20丁目北線	1,017.55	②	2,035.10	
33	東	659	烈々布排水道線	1,787.34	②	3,574.68	
34	東	660	烈々布北支線3号線	1,423.02	②	2,846.04	
35	東	661	中通1号線	38.19	②	76.38	
36	東	669	中野街道線	2,195.98	②	4,391.96	
37	東	681	苗穂三角街道線	4,801.39	②	9,602.78	
38	東	709	北烈々布排水道線	1,153.19	②	2,306.38	
39	東	734	栄町宅造1号線	181.36	②	362.72	
40	東	1023	伏古川通線	2,005.29	②	4,010.58	
41	東	1401	元町南17号線	146.41	②	292.82	
42	東	1467	栄北小北7号線	247.17	②	494.34	
43	東	1759	東雁来連絡線	974.31	②	1,948.62	
44	東	1887	幌北線	427.18	②	854.36	
45	東	2003	琴似栄町通線	1,347.09	②	2,694.18	
46	東	2264	百合が原区画整理1号線	169.53	②	339.06	
47	清田	954	静修短大前2号線	251.55	②	503.10	
48	清田	1567	清田通線	2,416.65	②	4,833.30	
49	清田	1684	平岡39号線	1,436.31	②	2,872.62	
50	清田	2364	里塚98号線	1,499.02	②	2,998.04	
51	清田	2610	平岡真栄線	546.23	②	1,092.46	
52	清田	3186	里塚324号線	939.07	①,②	1,787.13	①91.01 ②848.06
			合計(52路線)	107,160.83		205,738.15	
			R5年度道路工事区間予定延長			2,675.70	
			幹線道路等調査延長			203,062.45	

◆R5舗装路面性状調査業務 補助幹線道路等路線調書【表-2】

R5調査対象区：東区、清田区
調査区分：下り方向の代表1車線のみ

No.	区名	路線番号	路線名	路線延長:m (評価区間)	調査区分	調査延長 (m)	備考
1	東	273	一般道道花畔札幌線	1,409.24	—	1,409.24	
2	東	9509	東7丁目線	3,713.02	—	3,713.02	
3	東	9510	東6丁目線	3,224.82	—	3,224.82	
4	東	9511	東4丁目線	3,099.15	—	3,099.15	
5	東	9512	東3丁目線	4,774.66	—	4,774.66	
6	東	9513	東2丁目線	3,910.48	—	3,910.48	
7	東	9523	北6条線	800.83	—	800.83	
8	東	9524	北7条線	218.97	—	218.97	
9	東	9525	北3条線	341.48	—	341.48	
10	東	9551	北22条線	1,152.82	—	1,152.82	
11	東	9518	烈々布幹線	331.18	—	331.18	
12	東	9522	雁来篠路連絡線	3,311.95	—	3,311.95	
13	東	9527	北9条線	1,637.33	—	1,637.33	
14	東	9528	北10条線	828.69	—	828.69	
15	東	9529	北11条線	1,201.76	—	1,201.76	
16	東	9530	北12条線	1,235.95	—	1,235.95	
17	東	9532	北14条線	918.92	—	918.92	
18	東	9539	北16条線	899.96	—	899.96	
19	東	9541	北17条線	894.57	—	894.57	
20	東	9548	北20条中通線	2,544.44	—	2,544.44	
21	東	9557	北26条線	1,939.25	—	1,939.25	
22	東	9558	北27条線	639.60	—	639.60	
23	東	9559	北31条線	1,040.44	—	1,040.44	
24	東	9561	鉄北線	340.17	—	340.17	
25	清田	9588	厚別停車場支線	21.32	—	21.32	
26	清田	9616	北野1号線	2,180.51	—	2,180.51	
27	清田	9617	吉田川沿3号線	33.99	—	33.99	
28	清田	9618	北野東月寒連絡線	227.53	—	227.53	
29	清田	9619	白石連絡線	3,301.35	—	3,301.35	
30	東	1	篠路線	263.32	—	263.32	
31	東	3	東5丁目北線	3,857.16	—	3,857.16	
32	東	4	鉄工場裏通線	456.05	—	456.05	
33	東	11	東10丁目線	2,184.66	—	2,184.66	
34	東	12	東11丁目線	233.26	—	233.26	
35	東	13	東13丁目線	2,186.60	—	2,186.60	
36	東	14	東14丁目線	112.60	—	112.60	
37	東	17	刑務所線	537.89	—	537.89	
38	東	23	苗穂町5号線	192.54	—	192.54	
39	東	27	苗穂町中央線	242.27	—	242.27	
40	東	35	北28条線	774.17	—	774.17	
41	東	39	北30条東線	1,771.65	—	1,771.65	
42	東	40	国鉄工場北線	442.42	—	442.42	
43	東	121	北36条東線	1,131.08	—	1,131.08	
44	東	122	栄町3号線	854.53	—	854.53	
45	東	152	東18丁目線	1,195.90	—	1,195.90	
46	東	253	日の丸東10丁目線	487.97	—	487.97	
47	東	260	日の丸東12丁目1号線	454.84	—	454.84	
48	東	268	日の丸東14丁目線	466.24	—	466.24	
49	東	271	日の丸北39条線	868.71	—	868.71	
50	東	288	日の丸北44条線	892.96	—	892.96	
51	東	292	日の丸北46条線	895.59	—	895.59	
52	東	335	北44条線	879.07	—	879.07	
53	東	363	栄町39条線	514.75	—	514.75	
54	東	374	東18丁目北線	212.05	—	212.05	
55	東	379	北栄東5丁目線	627.51	—	627.51	
56	東	380	北50条線	399.69	—	399.69	
57	東	416	北51条線	20.43	—	20.43	
58	東	487	北34・35東17丁目線	313.41	—	313.41	

◆R5舗装路面性状調査業務 補助幹線道路等路線調書【表-2】

R5調査対象区：東区、清田区
調査区分：下り方向の代表1車線のみ

No.	区名	路線番号	路線名	路線延長:m (評価区間)	調査区分	調査延長 (m)	備考
59	東	560	東10丁目中線	354.13	—	354.13	
60	東	571	東21丁目線	353.41	—	353.41	
61	東	576	東13丁目中線	164.34	—	164.34	
62	東	586	東13丁目北線	335.49	—	335.49	
63	東	625	北50条東線	743.33	—	743.33	
64	東	649	北34条東線	331.19	—	331.19	
65	東	656	烈々布街道線	396.65	—	396.65	
66	東	661	中通1号線	1,357.08	—	1,357.08	
67	東	662	中通3号線	876.23	—	876.23	
68	東	663	新琴似線	151.89	—	151.89	
69	東	665	元村西2号線	757.09	—	757.09	
70	東	667	川向中通線	2,102.68	—	2,102.68	
71	東	669	中野街道線	110.31	—	110.31	
72	東	678	中央支線	65.18	—	65.18	
73	東	680	苗穂中通線	3,634.77	—	3,634.77	
74	東	681	苗穂三角街道線	95.13	—	95.13	
75	東	683	苗穂2号線	648.96	—	648.96	
76	東	687	札刑通線	437.09	—	437.09	
77	東	693	雁来4号線	1,656.19	—	1,656.19	
78	東	697	豊畑通線	1,723.80	—	1,723.80	
79	東	699	烈々布支線4号線	826.99	—	826.99	
80	東	703	三角街道西支線	1,429.56	—	1,429.56	
81	東	707	三角街道西支線2号線	673.12	—	673.12	
82	東	708	三角街道西支線3号線	1,811.22	—	1,811.22	
83	東	710	烈々布排水支線	234.22	—	234.22	
84	東	711	北33条東線	1,051.37	—	1,051.37	
85	東	714	栄町市営住宅線	887.38	—	887.38	
86	東	715	三角街道東支線1号線	1,267.99	—	1,267.99	
87	東	722	丘珠宅造1号線	747.45	—	747.45	
88	東	732	丘珠鉄工西線	1,512.94	—	1,512.94	
89	東	733	丘珠鉄工3号線	350.87	—	350.87	
90	東	735	丘珠宅造7号線	544.63	—	544.63	
91	東	743	北丘珠2丁目2号線	653.92	—	653.92	
92	東	752	丘珠宅造24号線	13.50	—	13.50	
93	東	763	丘珠鉄工西8号線	416.54	—	416.54	
94	東	793	丘珠団地9号線	686.57	—	686.57	
95	東	852	札苗中通横5号線	243.31	—	243.31	
96	東	939	丘珠鉄工西中央線	631.26	—	631.26	
97	東	945	伏古3条線	712.52	—	712.52	
98	東	946	苗穂通線	2,679.76	—	2,679.76	
99	東	1018	丘珠団地47号線	191.86	—	191.86	
100	東	1021	東21丁目北1号線	405.07	—	405.07	
101	東	1025	伏古3丁目線	758.97	—	758.97	
102	東	1028	伏古5丁目線	746.49	—	746.49	
103	東	1053	伏古6条線	676.00	—	676.00	
104	東	1094	福移沼端線	3,948.81	—	3,948.81	
105	東	1095	中野幹線	1,806.96	—	1,806.96	
106	東	1137	伏古11・12条2丁目1号線	375.34	—	375.34	
107	東	1153	北栄東5丁目北線	159.00	—	159.00	
108	東	1247	元町北9号線	86.58	—	86.58	
109	東	1251	元町北13号線	979.77	—	979.77	
110	東	1264	元町北26号線	488.51	—	488.51	
111	東	1278	元町北40号線	800.02	—	800.02	
112	東	1291	元町北53号線	1,013.06	—	1,013.06	
113	東	1319	元町中央15号線	266.55	—	266.55	
114	東	1348	元町中央44号線	567.72	—	567.72	
115	東	1394	元町南10号線	426.58	—	426.58	
116	東	1401	元町南17号線	341.17	—	341.17	

◆R5舗装路面性状調査業務 補助幹線道路等路線調書【表-2】

R5調査対象区：東区、清田区
調査区分：下り方向の代表1車線のみ

No.	区名	路線番号	路線名	路線延長:m (評価区間)	調査区分	調査延長 (m)	備考
117	東	1419	元町南35号線	859.53	—	859.53	
118	東	1480	伏古12条2丁目1号線	22.12	—	22.12	
119	東	1579	栄町15号線	87.85	—	87.85	
120	東	1640	栄町18号線	246.51	—	246.51	
121	東	1644	栄ヶ丘1号線	197.89	—	197.89	
122	東	1662	栄ヶ丘19号線	197.32	—	197.32	
123	東	1667	栄ヶ丘24号線	137.99	—	137.99	
124	東	1755	北17条東6丁目線	113.09	—	113.09	
125	東	1759	東雁来連絡線	3,125.32	—	3,125.32	
126	東	1860	東苗穂5条1・2丁目1号線	635.09	—	635.09	
127	東	1868	丘珠鉄工北線	305.84	—	305.84	
128	東	1887	幌北線	3,714.07	—	3,714.07	
129	東	1912	東苗穂11条3丁目3号線	361.85	—	361.85	
130	東	1934	丘珠35号線	500.92	—	500.92	
131	東	1959	東部区画整理7号線	324.16	—	324.16	
132	東	1961	北36条東21丁目線	158.32	—	158.32	
133	東	1966	栄町35号線	58.61	—	58.61	
134	東	2077	伏古12条2丁目6号線	99.16	—	99.16	
135	東	2124	丘珠鉄工南2号線	161.86	—	161.86	
136	東	2291	北38条東12丁目1号線	183.17	—	183.17	
137	東	2306	東苗穂28号線	572.50	—	572.50	
138	東	2339	苗穂中通左岸線	1,959.42	—	1,959.42	
139	東	2391	東雁来第2区画整理10号線	737.06	—	737.06	
140	東	2394	丘珠藤木川左岸線	520.88	—	520.88	
141	東	2429	東雁来第2区画整理34号線	1,234.07	—	1,234.07	
142	清田	1	里塚1号線	948.29	—	948.29	
143	清田	4	平岡2号線	1,215.20	—	1,215.20	
144	清田	6	北野平岡線	1,717.10	—	1,717.10	
145	清田	12	北野里塚線	1,911.14	—	1,911.14	
146	清田	14	平岡里塚線	661.62	—	661.62	
147	清田	15	清田1号線	1,162.40	—	1,162.40	
148	清田	16	清田2号線	8.44	—	8.44	
149	清田	18	真栄線	2,169.58	—	2,169.58	
150	清田	269	平岡3号線	905.69	—	905.69	
151	清田	277	清田3号線	1,952.62	—	1,952.62	
152	清田	278	北野2号支線	648.02	—	648.02	
153	清田	336	清田4号線	1,214.92	—	1,214.92	
154	清田	348	北野里塚旧道線	3,720.95	—	3,720.95	
155	清田	375	北住公北野南北線	444.21	—	444.21	
156	清田	388	北住公北野南線	811.29	—	811.29	
157	清田	453	北野2号西枝1号線	111.79	—	111.79	
158	清田	463	北野2号西枝3号線	704.68	—	704.68	
159	清田	472	清田団地1号線	266.13	—	266.13	
160	清田	473	平岡4号線	509.20	—	509.20	
161	清田	596	清田団地2号線	698.84	—	698.84	
162	清田	655	東月寒宅造52号線	324.19	—	324.19	
163	清田	733	吉田川沿12号線	437.45	—	437.45	
164	清田	754	北野6号線	509.02	—	509.02	
165	清田	907	平岡16号線	57.83	—	57.83	
166	清田	981	真栄団地1号線	1,382.69	—	1,382.69	
167	清田	982	真栄団地2号線	270.57	—	270.57	
168	清田	995	真栄団地15号線	358.09	—	358.09	
169	清田	1006	真栄団地26号線	426.71	—	426.71	
170	清田	1020	真栄団地40号線	566.24	—	566.24	
171	清田	1023	桂台3号線	607.02	—	607.02	
172	清田	1153	清田6号線	784.49	—	784.49	
173	清田	1553	清田15号線	142.36	—	142.36	
174	清田	1622	清田団地65号線	250.66	—	250.66	

◆R5舗装路面性状調査業務 補助幹線道路等路線調書【表-2】

R5調査対象区：東区、清田区
調査区分：下り方向の代表1車線のみ

No.	区名	路線番号	路線名	路線延長:m (評価区間)	調査区分	調査延長 (m)	備考
175	清田	1626	清田団地69号線	513.60	—	513.60	
176	清田	1684	平岡39号線	634.81	—	634.81	
177	清田	1748	東部8号線	1,339.92	—	1,339.92	
178	清田	1784	北野93号線	721.35	—	721.35	
179	清田	1930	清田49号線	976.32	—	976.32	
180	清田	1935	清田4・5条2丁目線	154.35	—	154.35	
181	清田	1943	里塚21号線	352.10	—	352.10	
182	清田	1954	里塚32号線	459.85	—	459.85	
183	清田	2008	清田団地44号線	271.60	—	271.60	
184	清田	2014	清田団地50号線	280.62	—	280.62	
185	清田	2018	清田団地54号線	142.93	—	142.93	
186	清田	2033	清田63号線	517.07	—	517.07	
187	清田	2043	里塚37号線	326.10	—	326.10	
188	清田	2091	東部4号線	758.04	—	758.04	
189	清田	2110	里塚45号線	417.80	—	417.80	
190	清田	2125	里塚60号線	336.92	—	336.92	
191	清田	2151	清田84号線	100.28	—	100.28	
192	清田	2163	清田団地75号線	1,008.75	—	1,008.75	
193	清田	2171	平岡124号線	364.75	—	364.75	
194	清田	2181	平岡134号線	157.49	—	157.49	
195	清田	2186	平岡139号線	161.12	—	161.12	
196	清田	2239	豊平東部2号線	1,225.89	—	1,225.89	
197	清田	2249	北野4条4丁目2号線	231.39	—	231.39	
198	清田	2250	平岡154号線	459.99	—	459.99	
199	清田	2291	里塚71号線	441.00	—	441.00	
200	清田	2345	里塚79号線	316.93	—	316.93	
201	清田	2522	平岡219号線	354.73	—	354.73	
202	清田	2593	東部9号線	749.26	—	749.26	
203	清田	2631	里塚循環通線	2,287.46	—	2,287.46	
204	清田	2636	里塚162号線	537.12	—	537.12	
205	清田	2666	平岡234号線	233.79	—	233.79	
206	清田	2669	平岡237号線	314.25	—	314.25	
207	清田	2700	平岡242号線	421.76	—	421.76	
208	清田	2740	清田92号線	598.28	—	598.28	
209	清田	2761	里塚193号線	612.23	—	612.23	
210	清田	2796	真栄団地53号線	33.83	—	33.83	
211	清田	2804	里塚209号線	683.36	—	683.36	
212	清田	2814	里塚219号線	205.73	—	205.73	
213	清田	2831	清田99号線	553.49	—	553.49	
214	清田	2838	清田106号線	485.32	—	485.32	
215	清田	2844	真栄団地56号線	119.77	—	119.77	
216	清田	2851	里塚東部1号線	713.24	—	713.24	
217	清田	2852	里塚東部2号線	1,737.88	—	1,737.88	
218	清田	2856	厚別川右岸通線	879.67	—	879.67	
219	清田	2857	真栄ハイテクヒル線	1,521.09	—	1,521.09	
220	清田	2858	里塚223号線	313.68	—	313.68	
221	清田	2893	里塚240号線	115.37	—	115.37	
222	清田	2894	里塚241号線	97.89	—	97.89	
223	清田	2919	清田5・6条1丁目2号線	334.37	—	334.37	
224	清田	2920	清田6条1丁目10号線	204.54	—	204.54	
225	清田	2925	清田6・7条1丁目1号線	130.31	—	130.31	
226	清田	2931	真栄65号線	361.45	—	361.45	
227	清田	2940	里塚245号線	365.04	—	365.04	
228	清田	2941	里塚246号線	273.06	—	273.06	
229	清田	2959	平岡276号線	201.24	—	201.24	
230	清田	2968	里塚250号線	263.49	—	263.49	
231	清田	2996	里塚265号線	120.78	—	120.78	
232	清田	3043	里塚277号線	149.77	—	149.77	

◆R5舗装路面性状調査業務 補助幹線道路等路線調書【表-2】

R5調査対象区：東区、清田区
調査区分：下り方向の代表1車線のみ

No.	区名	路線 番号	路線名	路線延長:m (評価区間)	調査 区分	調査延長 (m)	備考
233	清田	3079	里塚295号線	186.96	—	186.96	
234	清田	3085	厚別川北野右岸線	631.75	—	631.75	
235	清田	3159	里塚318号線	135.51	—	135.51	
236	清田	3177	清田元町区画整理5号線	244.22	—	244.22	
237	清田	3184	里塚322号線	139.43	—	139.43	
238	清田	3187	里塚325号線	1,317.76	—	1,317.76	
239	清田	3206	厚別川左岸通線	791.64	—	791.64	
240	清田	3226	平岡5条1丁目3号線	341.83	—	341.83	
241	清田	3243	清田元町区画整理13号線	196.92	—	196.92	
242	清田	3309	平岡4条2丁目1号線	272.25	—	272.25	
243	清田	3375	里塚東通線	203.18	—	203.18	
244	清田	3393	平岡循環通線	326.63	—	326.63	
245	清田	3412	清田110号線	231.76	—	231.76	
246	清田	3415	清田113号線	204.55	—	204.55	
247	清田	3422	清田116号線	547.25	—	547.25	
248	清田	3423	清田117号線	542.91	—	542.91	
249	清田	3440	清田130号線	836.70	—	836.70	
250	清田	3444	清田134号線	313.50	—	313.50	
			合計(250路線)	197,875.22		197,875.22	
			R5年度道路工事区間予定延長			3,427.10	
			補助幹線道路調査延長			194,448.12	

